

36協定
ってなに？

働き方改革セミナー

【時間外労働の上限規制編】

従業員の残業や休日勤務には、協定（36協定）が必要なことをご存じですか？

2019年4月1日から施行されている「働き方改革関連法」によって、企業は、さまざまな労働関係法令の改正事項に対応してはなりません。

今回は、時間外労働（残業）や休日労働について、36協定などを含めた労働時間制度の基本を学び、法令改正に対応するためのセミナーを開催します。

また、セミナー後に個別相談会もあわせて開催しますので、この機会にぜひご参加ください！

日時

10月17日（木） 14:00～15:30 セミナー
15:30～16:00 個別相談会

会場

宇都宮商工会議所 大会議室



講師

働き方改革アドバイザー

（栃木働き方改革推進支援センター所属の社会保険労務士有資格者）

内容

- 働き方改革の概要
- 労働時間制度のしくみ
- 時間外労働（残業）をさせるには

定員

30人（申し込み順）

受講料

無 料

申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込みください。

働き方改革セミナー[時間外労働規制編]

申込書

事業所名		業種	
所在地	〒	電話	
参加者 役職・氏名	役職 氏名	ファックス	
個別相談希望 (いずれかに○印)	相談したい内容 有() ・ 無	メールアドレス	

※ご記入いただいた情報は、当事業の実施・運営のために利用するほか、宇都宮商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用させていただきます。

申し込み先
(問合せ先)

宇都宮商工会議所 地域振興部 担当 本澤・加賀谷

〒320-0806 宇都宮市中央3丁目1番4号

Tel: 028-637-3131

Fax: 028-634-8694